



IHS Markit™

Markit iBoxx 米ドル建て リキッド投資適格指数 (TTM 円ヘッジ付き) 算出要領

2017年4月

1.	Markit iBoxx 米ドル建てリキッド投資適格指数 (TTM 円ヘッジ付き)	4
1.1.	指数のガバナンス	4
1.2.	指数の公表	5
2.	構成銘柄選定の規定	6
2.1.	債券の種類	6
2.2.	信用格付け	7
2.3.	残存期間	7
2.4.	発行残高	8
2.5.	債券の区分	8
2.6.	ロックアウト期間と最低運用期間	9
2.7.	指数の見直し	9
3.	指数の算出	10
3.1.	債券価格	10
3.2.	リバランスのプロセス	10
3.3.	指数の比重	10
3.4.	指数のデータ	10
3.5.	TTM のドル円為替レート	10
3.6.	指数の算出方法	10
3.7.	指数の歴史	11
3.8.	決済日の規定	11
3.9.	カレンダー	11
3.10.	データの公表及びアクセス	11
3.11.	指数の修正	11
4.	詳細情報	12

Markit iBoxx 米ドル建てリキッド投資適格指数 (TTM 円ヘッジ付き)

Markit iBoxx 米ドル建てリキッド投資適格指数 (TTM 円ヘッジ付き) に関する変更

2017年4月10日

- Markit iBoxx 米ドル建てリキッド投資適格指数 (TTM 円ヘッジ付き) の導入

1. Markit iBoxx 米ドル建てリキッド投資適格指数 (TTM 円ヘッジ付き)

Markit iBoxx 米ドル建てリキッド投資適格指数 (TTM 円ヘッジ付き) は、Markit iBoxx 米ドル建てリキッド投資適格指数の外貨建て版であり、三菱東京 UFJ 銀行が東京時間午前 10 時に公表する仲値 (TTM) を用いて円ベースにヘッジしています。Markit iBoxx 米ドル建てリキッド投資適格指数は、米ドル建てで流動性のある投資適格債のユニバースを広範にカバーすることを目的としています。同指数は、発行体の時価ウェイト 3% を上限に、市場価値で加重平均されています。

Markit iBoxx 米ドル建てリキッド投資適格指数は、先進国の法人発行体が発行し、Fitch Ratings、Moody's Investors Service、Standard & Poor's Rating Services のうち少なくとも 1 社が格付けを付与している、投資適格の米ドル建て債券で構成されています。

Markit iBoxx 米ドル建てリキッド投資適格指数の構成銘柄は、月末の 3 営業日前 (「採用選定基準日」) に Markit Indices Limited の独自の判断で、関連する債券データが検証可能であることが確認され、以下に記載されるすべての基準を満たす必要があります。新規の指数構成銘柄は翌月の第 1 米国営業日から有効となります。

すべての iBoxx 債券指数の価格は、複数のデータに基づいて設定されています。Markit iBoxx 米ドル建てリキッド投資適格指数 (TTM 円ヘッジ付き) は、「[Markit iBoxx 価格算出規定](#)」 (<http://www.markit.com/Documentation/Product/IBoxx>) に記載された複数の価格情報を用いています。また、指数の規定とその適用については、以下の 2 つの指数管理委員会が管理します。

- テクニカル指数委員会：マーケットメーカー及び銀行の代表者から構成され、毎月のリバランスを裁定すると共に、市場動向を監視するために月次ベースで会合を開催。
- 監督委員会：大半はバイサイドの代表者から構成され、テクニカル指数委員会の提言や広範な指数規定、並びに規定変更を促すような市場動向などを協議するために会合を開催。

この文書では、指数の構成、規定、算出方法を扱います。

1.1. 指数のガバナンス

Markit iBoxx 米ドル建てリキッド投資適格指数の独立性と客観性を確保するため、Markit は次の明確に区別される 2 つの指数諮問委員会に助言を求めますが、これは主な Markit iBoxx 指数ファミリーのガバナンス構造に沿ったものです。

テクニカル委員会

テクニカル委員会は、マーケットメーカー及び銀行の代表者で構成されます。同グループの主な目的は、特に債券の適格性や区分が不明確であるか議論の余地がある場合に、適格な構成銘柄の特定作業をサポートすることです。加えて、同委員会は、指数の規定変更を促すような市場動向について協議し、規定の変更や指数の追加について提言を行います。同委員会は、毎月 1 回会合を開きます。

監督委員会

監督委員会は、広範な資産運用会社、コンサルタント、業界団体の代表者から構成されており、IHS Markit の提言を見直し、規定変更を促すような市場動向に対するアドバイスを提供します。

1.2. 指数の公表

本指数は、各東京営業日に算出、公表されます。Markit は登録ユーザー向けに、www.markit.com/Documentation/Product/IBoxx の指数セクションの「*指数カレンダー*」に指数算出カレンダーを掲載しています。また、指数データ及び債券価格情報を主要な情報ベンダーから入手することも可能です。

債券及び指数の分析値は、終値を用いて各取引日に算出されます。指数の終値と主要統計値は、登録ユーザー向けに、www.markit.com/indices の指数セクションで、各営業日終了時に公表しています。

2. 構成銘柄選定の規定

以下の選定基準に基づいて、指数構成銘柄を決定します。

- 債券の種類
- 信用格付け
- 残存期間
- 発行残高
- 債券の区分
- ロックアウト期間
- 最低運用期間

2.1. 債券の種類

同指数は債券のみで構成されており、キャッシュフローを事前に確定した固定利付債のみが選定対象となります。短期国債とその他の短期金融市場商品は対象になりません。なお、Markit iBoxx 米ドル建てリキッド投資適格指数には、米ドル建ての債券のみが構成銘柄として含まれません。

特に、以下の特性を有する債券が含まれます。

- 固定利付債
- 発行時に（又は発行体の格付けに依存して）クーポンのスケジュールが確定しているクーポン付きのステップアップ債
- 減債基金及び償却債
- ミディアム・ターム・ノート (MTN)
- ルール 144A に基づき発行された登録権付きの債券。Reg S が Markit iBoxx 米ドル建てベンチマーク指数の適格である 144A 債のみが適格。
- コール権付き債券
- プット権付き債券

以下の種類の債券は、指数から明示的に除外されます。

- 優先株式
- 任意及び強制転換社債
- 条件付き強制転換条項、又は最初のコール日以前の転換オプションのある劣後の銀行債又は保険債
- その他株式の特性（例：オプション/ワラント）の付いた債券
- 私募債。私募債の一覧は毎月更新され、<http://www.markit.com/NewsInformation/GetNews/IBoxx> の指数関連ニュースで公表されます。私募発行分と公募発行分の具体的な金額が確認できる部分私募債については、公募発行分を指数の対象にすることができます。公募発行分の金額が基準額未満の場合には指数に含まれません。
- 永久債
- 固定利付きから変動利付きに切り替わる債券
- 変動利付債
- PIK 債 (PIK 期間中)
- ゼロクーポン債
- ゼロステップアップ債 (GAINS)
- 付利期間とクーポン支払期間が異なる債券及び月次支払債

リテール債と私募債については、公表された情報が必ずしも最終的なものとは限らないため、決定時に入手可能な情報に基づき、Markit が裁量によって区分を決定することになります。Markit は、リテール債と私募債の候補銘柄を審査するように、特定の指数諮問委員会に依頼す

Markit iBoxx 米ドル建てリキッド投資適格指数 (TTM 円ヘッジ付き)

ることがあります。リテール債又は私募債に区分された銘柄は、私募債とリテール債の除外リストに追加されます。このリストは、参照目的及び一貫性確保の目的で、<http://www.markit.com/NewsInformation/GetNews/IBoxx> の指数関連ニュースで公表されていません。

新しい債券の種類が、公表された指数規定上で明示的に含まれていない又は除外されていない場合、Markit は本資料の 2.1 の原則に従い当該銘柄の特性を分析します。Markit は、特定の指数諮問委員会に助言を求めることができます。新しい債券の種類の種類に関する判断は公表され、指数規定はこれを含む形で更新されます。

公開買い付け及びコール

リバランス日直後の月に、債務交換を除く確定コールや公開買い付けの対象となる債券は、Markit が債券選定の基準日時点でこれらを認識している場合、指数から除外されます。

2.2. 信用格付け

Markit iBoxx 米ドル建てリキッド投資適格指数のすべての債券は、投資適格の Markit iBoxx 格付けを有している必要があります。Markit iBoxx 格付けの算出においては、次の格付会社 3 社の格付けが考慮されます。

- Fitch Ratings
- Moody's Investor Service
- Standard & Poor's Rating Services

投資適格格付けは、Fitch 又は S&P では BBB-以上、Moody's では Baa3 以上と定義されます。

債券が上記の格付会社の 2 社以上から格付けされている場合、Markit iBoxx の格付けは、提供された格付けの平均となります。格付けは、最も近い格付けの等級にさや寄せされますが、格付けのノッチングを用いることはありません。平均格付けの算出方法の詳細については、「[Markit iBoxx 格付規定](http://www.markit.com/Documentation/Product/IBoxx)」 (<http://www.markit.com/Documentation/Product/IBoxx> の算出方法において確認可能) をご参照ください。

ID が変更された場合、又は 144A 債/Reg S 債が登録債になった場合、144A 債/Reg S 債の格付けを登録債にも適用します。

2.3. 残存期間

すべての債券は、リバランス日において、以下の想定残存期間が必要です。

- 最低でも 3 年以上
- 新規採用銘柄については 3 年 6 ヶ月以上

想定残存期間は年表示され、以下の通り算出されます。

- プレイン・バニラについては、想定残存期間は満期までの期間とし、現在の月の最終暦日から満期日までの日数として算出されます。
- 期限付き及び永久債のコーラブル・ハイブリッド資本性証券については、最初のコール日を想定償還日と見なします。想定残存期間は、その月の最終暦日から想定償還日までの日数として算出されます。
- ソフトブレット債については、想定残存期間は最終満期日ではなく想定満期日までの期間とします。

2.4. 発行残高

2.4.1. 銘柄の発行残高

債券の額面残高は、債券選定締切日時時点で、7.5 億米ドル以上でなければなりません。一部買い戻しや増額は、債券の額面残高に影響を与えます。債券選定締切日時時点で Markit が、候補銘柄について、一部又は全額の買い戻しもしくは増額に伴い額面残高が変化していることを認識した場合は、その点について考慮します。グローバル・ノートとして登録された Reg S 債については、全額が交換対象とならない場合、また、Reg S 債の残存額が適格基準額を下回った場合、Reg S 債と登録債の残高を合算します。

2.4.2. 発行体の発行残高

より大きな Markit iBoxx 米ドル建て投資適格社債指数の発行体の米ドル建て債券の額面残高の合計（固定利付きから変動利付きに切り替わる債券及び永久債を除く）は、債券選定締切日時時点で、20 億米ドル以上でなければなりません。

2.5. 債券の区分

すべての債券は、発行体の主たる活動及び、クーポンの支払いと償還に充当するキャッシュフローの主たる資金源に基づいて区分されます。加えて、債券の特定の担保種類及び法規も考慮されます。その結果、同一の発行体の複数の子会社が発行した債券が、異なる区分となることもあります。

発行体の区分は、Markit が受領した最新情報に基づいて定期的に見直され、内容の変更は、必要に応じて次のリバランス時に指数に反映されます。

特定の事業体のセクター区分が事業の多様性を理由に明確ではない場合、Markit が裁量によって区分を決定します。Markit は、当該債券の発行目論見書及び年次報告書（入手可能な場合）に記載された事業リスクの評価に基づいて区分を決定します。また、可能性のあるセクターの企業と区分を比較することや、指数諮問委員会に助言を求めることもあります。区分を含む構成銘柄リストは、参照目的及び一貫性確保の目的で、FTP サーバー上で公表され、登録ユーザー向けには www.markit.com/indices の指数のセクションにおいて公表されます。

2.5.1. 発行通貨

債券は米ドル建てであり、DTC において清算、決済可能でなければなりません。また、米国の証券取引委員会において正式に登録されるか、登録権付きでルール 144A として募集されなければなりません。ユーロボンドは除外されます。

2.5.2. 発行体

債券は企業クレジットに関連し、特定の資産を担保としない法人発行体の信用力を裏付けとしなければなりません。政府及び政府機関、準政府機関、政府が支援又は保証する事業体が発行する債券は除外されます。

指数の採用銘柄候補を選定するにあたり、「発行体」は、Bloomberg のティッカーによって定義されます（つまり、ティッカーを共有するすべての債券は同じ発行体に帰属します）。

2.5.3. 発行体の所在国

「Markit グローバル経済発展区分」に基づき、先進国市場として区分された国の債券は、同指数採用銘柄の対象となります。

Markit iBoxx 米ドル建てリキッド投資適格指数 (TTM 円ヘッジ付き)

発行体、又は金融子会社の場合、発行体の保証人は「Markit iBoxx 国籍区分」において先進国市場として区分された国に所在し、登記され、リスクは当該国に属するものでなければなりません。

当該区分は、www.markit.com/Documentation/Product/IBoxx の算出方法→ Markit iBoxx 国籍区分において入手可能です。

2.5.4. 採用対象国及び除外国

新たな国が「Markit グローバル経済発展区分」に基づいて先進国に区分された場合、同国は指数に追加されます。

「Markit グローバル経済発展区分」に基づいて新興国と区分された場合、同国は指数に採用される資格を失います。

「Markit グローバル経済発展区分」は 1 年に 1 回更新され、結果は 7 月末に公表、10 月末から有効となります。

2.5.5. セクター区分

Markit iBoxx 米ドル建てリキッド投資適格指数の各構成銘柄は、消費財、消費者サービス、金融、一般産業・素材、テレコム・テクノロジー、公益・エネルギーのいずれかのセクターに属しません。

2.6. ロックアウト期間と最低運用期間

2.6.1. ロックアウト期間

リバランス日に Markit iBoxx 米ドル建てリキッド投資適格指数から除外された債券は、3 ヶ月間、指数に再び採用されることはできません。

ロックアウト期間についての規定は、Markit iBoxx 米ドル建てリキッド投資適格指数の構成銘柄選定についての他の規定に優先します。ロックアウトされた債券は、指数への採用資格を満たしていても、採用されることはありません。

2.6.2. 最低運用期間

Markit iBoxx 米ドル建てリキッド投資適格指数に採用されるすべての債券は、採用期間内に投機的階級への格下げ、債務不履行、もしくは全額償還などがない限り、最低 6 ヶ月間は指数への採用が継続される必要があります。

2.7. 指数の見直し

本資料に概要を示した指数の規定は、定期的に見直されます。指数の算出方法に関する主要な変更は、Markit のウェブサイト上で公表されます。

3. 指数の算出

3.1. 債券価格

詳細は、<http://www.markit.com/Documentation/Product/IBoxx> の Markit iBoxx のドキュメンテーション・ページの算出方法のセクションにおける「[Markit iBoxx 価格決定規定](#)」をご参照ください。

3.2. リバランスのプロセス

Markit iBoxx 米ドル建てリキッド投資適格指数は、毎月最終営業日の業務終了後にリバランスされます。採用選定基準日（月末の 3 営業日前）後の新しい変更はリバランスにおいて考慮されず、翌月末に有効となります。新規発行債券については、当月の最終暦日（当日を含む）までに決済されることが公知の場合で、かつ、格付けと発行残高が月末の 3 営業日前までに公知の場合、リバランスにおいて考慮されます。

3.3. 指数の比重

適格な債券ユニバースを定義した後、各債券の比重を決定し、必要に応じて各発行体に 3% の上限を適用します。比重と上限は、月末の市場価格を用いて、各月の最終営業日に決定します。

3.4. 指数のデータ

指数は買値を基に算出されます。新しい債券は、追加時の売値によって指数に追加されます。ある債券の価格が決定できない場合でも、直近の価格に基づいて指数の算出が継続されます。市場のストレス時、混乱時、流動性低下時、分断時にこのような状況が想定されます。必要な入力情報が入手不能な場合、Markit は翌リバランス日に関連する指数諮問委員会に助言を求めることがあります。一貫性を確保するために、決定事項は適時に公表され、Markit は過去の事例を参照することができます。

毎月の最終営業日に、当月のリストに基づく日次の算出後に（当該月暦末日の指数算出を含む）、リバランスが実行されます。

3.5. TTM のドル円為替レート

日次の指数の算出においては、三菱東京 UFJ 銀行が東京時間午前 10 時に公表するドル円為替レートの仲値 (TTM) を利用します。

毎月第 1 東京営業日に、1 ヶ月のフォワード取引によって指数のヘッジが実行されます。

3.6. 指数の算出方法

特定の指数の計算式については、<http://www.markit.com/Documentation/Product/IBoxx> の Markit iBoxx のドキュメンテーション・ページの算出方法のセクションにおける「[Markit iBoxx 債券指数計算式](#)」をご参照ください。

本指数は、各東京営業日（「指数算出日」）の TTM レートの公表後に、算出日の直前の Markit iBoxx 米ドル建てリキッド投資適格指数の終値を用いて、算出、公表されます。

Markit iBoxx 米ドル建てリキッド投資適格指数 (TTM 円ヘッジ付き)

例として

- 2012年1月4日の指数算出日には、2012年1月3日付けの Markit iBoxx 米ドル建てリキッド投資適格指数の終値が利用されます。
- 2012年2月21日の指数算出日には、2012年2月20日が Markit iBoxx 米ドル建てリキッド投資適格指数の公表日ではないため、2012年2月17日付けの終値が利用されます。

3.7. 指数の歴史

本指数は2012年3月1日にローンチされました。同日の基準価格は100となります。

3.8. 決済日の規定

すべての Markit iBoxx 指数は、「T+0」の決済を前提として算出されます。

3.9. カレンダー

Markit は、<http://www.markit.com/Documentation/Product/IBoxx> の Markit iBoxx のドキュメンテーション・ページの「[指数カレンダー](#)」のセクションにおいて、指数算出カレンダーを公表しています。このカレンダーには、各年の Markit iBoxx の債券指数ファミリーの指数算出に関連する休日の一覧が記載されています。

3.10. データの公表及びアクセス

以下の表には、Markit のウェブサイト www.markit.com/indices における指数セクションや FTP サーバーでの、Markit iBoxx 米ドル建てリキッド投資適格指数 (TTM 円ヘッジ付き) の公表内容の概要が記載されています。

頻度	ファイル・タイプ	アクセス
日次	指数ファイル- 指数レベル	Markit FTP サーバー / Markit ウェブサイト / ブルームバーグ、いずれも指数の水準のみ

3.11. 指数の修正

指数の修正は、<http://www.markit.com/Documentation/Product/IBoxx> の Markit iBoxx のドキュメンテーション・ページの算出方法のセクションにおける「[Markit iBoxx 指数修正規定](#)」に記載された規定に従って実行されます。

4. 詳細情報

主要な用語の一覧

<http://www.markit.com/Documentation/Product/iBoxx> の Markit iBoxx のドキュメンテーション・ページの算出方法のセクションにおける「[Markit iBoxx 用語一覧](#)」において、主要な用語を参照することができます。

契約や内容に関する照会先

Markit Indices Limited
Bleichstrasse 1
60313 Frankfurt am Main
Germany
電話： +49 (0) 69 299 868 100 Fax +49 (0) 69 299 868 149
電子メール：iBoxx@markit.com
ウェブサイト：<http://www.markit.com/Product/iBoxx>

技術的な問題や顧客サポートに関する照会先

iBoxx@markit.com にメールを送信するか、以下にお電話ください。

アジア太平洋地域	欧州	米国
日本: +81 3 6402 0127	全般: +800 6275 4800	+1 877 762 7548
シンガポール: +65 6922 4210	英国: +44 20 7260 2111	

苦情の申し立て

苦情は専用の電子メールアドレス (complaints_indices@markit.com) にお送りください。

指数に関する一般的なお問い合わせは、Markit iBoxx 指数サポート・グループ (iBoxx@markit.com) に電子メールをお送りください。

ライセンス及びデータ

iBoxx は、Markit Indices Limited の登録商標です。Markit Indices Limited は、すべての iBoxx データ、データベース及び指数の権利、並びにそれらのすべての知的財産を所有しています。iBoxx 指数又は iBoxx データに基づく、もしくは参照するプロダクトを作成及び/又は配布するには、Markit Indices Limited のライセンスが必要です。

所有権

Markit Indices Limited は、Markit Group の完全子会社です。

その他の指数関連プロダクト

Markit Indices Limited は、iTraxx CDS 指数及び iBoxx 為替取引加重指数を所有、管理、編集、並びに公表しています。